

判例研究 ～花火大会における転倒事故と警察官及び警備会社社長の過失～

(最高裁第一小法廷 平成 22 年 5 月 31 日決定)

I. 事実の概要

明石市民夏まつりで実施された花火大会において、参集した多数の観客が、花火大会が実施された公園と最寄りの駅とを結ぶ歩道橋に集中して過密な滞留状態となり、いわゆる群衆なだれが生じ、11 人が死亡し、183 人が負傷するという事故が発生した。

この事故について、上告審では、現地警備本部指揮官であった明石警察署地域官(被告人 A)、及び明石市と契約していた警備会社の支社長で、警備員の統括責任者(被告人 B)の業務上過失致死傷罪(211 条 1 項)の成否につき、本件事故発生についての予見可能性、結果回避義務及びその履行の有無を争う主張などが争われた。

II. 判旨

「本件当日、被告人兩名ともに、これらの立場に基づき、本件歩道橋における雑踏事故の発生を未然に防止し、参集者の安全を確保すべき業務に従事していたものである。しかるに、原判決の判事するように、遅くとも午後 8 時ころまでには、歩道橋上の混雑状態は、明石市職員及び警備員による自主警備によっては対処し得ない段階に達していたのであり、そのころまでには、前記各事情に照らしても、被告人兩名ともに、直ちに機動隊の歩道橋への出動が要請され、これによって歩道橋内への流入規制等が実現することにならなければ、午後 8 時 30 分ころに予定される花火大会終了の前後から、歩道橋内において双方向に向かう参集者の流れがぶつかり、雑踏事故が発生することを容易に予見し得たものと認められる。そうすると、被告人 A は、午後 8 時ころの時点において、直ちに、配下警察官を指揮するとともに、機動隊の出動を明石警察署長らを介し又は直接要請することにより、歩道橋内への流入規制等を実現して雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったというべきであり、また、被告人 B は、午後 8 時ころの時点において、直ちに、明石市の担当者らに警察官の出動要請を進言し、又は自ら自主警備側を代表して警察官の出動を要請することにより、歩道橋内への流入規制等を実現して雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったというべきである。そして、前記のとおり、歩道橋周辺における機動隊員の配置状況等からは、午後 8 時 10 分頃までにその出動指令があったならば、本件雑踏事故は回避できたと認められるところ、被告人 A については、前記のとおり、自己の判断により明石警察署長らを介し又は直接要請することにより機動隊の出動を実現できたものである。また、被告人 B については、原判決及び第 1 審判決が判事するように、明石市の担当者らに警察官の出動要請を進言でき、さらに、自らが自主警備側を代表して警察官の出動を要請することもできたのであって、明石市の担当者や被告人 B から自主警備側において、警察側に対して、単なる打診にとどまらず、自主警備によっては対処し得ない状態であることを理由として警察官の出動を要請した場合、警察側がこれに応じないことはなかったものと認められる。したがって、被告人兩名ともに、午後 8 時ころの時点において、上記各義務を履行していれば、歩道橋内に機動隊による流入規制等を実現して本件事故を回避することは可能であったといえることができる。

そうすると、雑踏事故はないものと轻信し、上記各注意義務を怠って結果を回避する措置を講じることなく漫然放置し、本件事故を発生させて多数の参集者に死傷の結果を生じさせた被告人兩名には、いずれも業務上過失致死傷罪が成立する。」

III. 研究

いわゆる雑踏事故は、これまでに少なくない件数が発生しているが、これまでこうした事故について、関係者の刑事責任が問われた例は少なく、ほとんどは不起訴ないし不立件で終わっているようである。

本件明石市花火大会歩道橋事故に関しては、花火大会の実質的主催者である市の職員のみならず、警察署地域官及び警備会社支社長という、専門家として警備にかかわり、現場における警備の責任者であった者らが起訴され、最高裁において、この兩名について、それぞれの予見可能性、結果回避義務及びその履行の有無を争う主張がなされ、これに対して過失を認める職権判断がなされたものであるから、実務上の意義は大きいものと思われる。

なお、雑踏警備については、事前の計画策定の縦横政党が一般に指摘されているが、被告人兩名に対しては、そもそも起訴自体が事故当日における過失をとらえたものであり、原判決はそれを更に直近過失ともいうべき午後 8 時ころの過失に特定したものである。したがって、本決定はあくまで本件において原判決のような認定が是認できるとしたものであり、過失犯の認定方法一般について何らかの判事をしているものでないことは明らかであると思われる。

以上